

佐藤 博 議員

無所属クラブ

住民訴訟の原因である土地取得に対する市長の認識は

問

(1) 市庁舎建設の用地取得問題について住民訴訟に至った。

9月議会に続き市庁舎建設の検証と市長の責任、現状の対応についての認識を尋ねる。

(2) 監査委員は、事業執行後に数字をチェックしているのが仕事であり、未執行の監査請求は却下されたこと市政報告をしているが、監査請求には、予算執行後の事後監査と、予算執行前に行う事前監査の制度がある。市長は承知しているか。

(3) 地方自治体の財政運営は、本年度の予算は本年度

内に支出する予算が原則である。最初から今年度は支出しない予算を計上、提案、議決することはあつてはならないが、この点の説明を求める。

(4) 公共用地取得は、その時点で、その場所において鑑定評価額を基準に評価すべきであるが、この点について市長はどう認識しているか。

(5) 市政報告で土地の評価額は、市役所用地として一体的に使用すれば価値が上がるという報告をしているがどういうことか。

(6) 今後の用地交渉で、一体的に活用したら高くなる

ので高く買ってくれという要求が出た場合の対応は。

(7) ボーリング調査費千34万円が支出済みだが、この地域には、地盤沈下のために地質データが愛知県にあり、それに補足することと300万前後の調査費で可能と考えるがどうか。

所期の目的を達成する行政の経営判断である

答 市長

(1) 住民監査請求から住民訴訟へ至ったことは、大変残念である。今後、司法の場で本市の正当性を認める判決がいただけると確信している。

土地取得問題は、議論、協議を重ね多くの議員の御意見を賜り、大多数の議員に賛成をいただいている。

その中で、6月の定例議会で土地取得の補正予算を計上し議決をいただいた。

議会の議決は非常に重いものと強く認識している。

(2) 監査委員は、予算執行前に必要があると認めた場合、前もって監査を実施す

る制度があることを承知している。

答 副市長

(3) 6月議会でご説明した時点では、建築許可は12月中におり、事業認定手続きが3月までかかるだろうという想定のもと、補正予算を組んだ。

当初の説明段階では、予算を執行したいができない可能性が見込めたため、執行できない場合は、改めて新年度で予算を組ませて欲しいとご説明した。

その後、9月議会の緊急質問で予算の連続性という意味から3月議会に繰越明許で補正をし、引き続き予算計上させてほしいと答弁しました。

答 市長

(4) 国の定める公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱【】があり、この基準に基づき土地の正常な取引価格を求める場合には、市が取得後の将来に生ずる価値を考慮することができないと承知している。

今回の取得は、行政の経営判断と理解願いたい。



土地収用法その他の法律により土地などを収用し、又は、使用することができる事業に必要な土地などの取得又は、土地などの使用に伴う損失の補償の基準の大綱を定めた要綱。

(5) 今回の購入予定地が庁舎敷地として一体的に利用できれば、日陰規制の問題とか駐車場の問題とかで大きな効果を生み出すと考えるため。

(6) 土地収用においては、地権者や地主の方としっかりと話し合いを進めながら要領、要綱についてご説明し、ご理解をいただこうと思っている。

(7) この地質調査は、深度調査を3本行い、地盤の許容応用力及び基礎杭の許容支持力を求める調査、さらに液状化調査も実施した。

しっかりとした地質調査データがなければ安心した庁舎はできないと考えており、他のデータを活用し実施設計をしていくわけにはいかない。

因みに、愛西市の地質調査の金額もほぼ同額である。